

議員団 ニュース

日本共産党平塚市議会議員団

電話 0463-23-1111 (内線 2375)

平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No. 1351 2016年3月27日発行

平塚市の教育について

3月議会の質問 松本敏子議員

新年度を迎えるにあたり、平塚市の目指す教育理念はなにか、どういう教育を施し、どういう子どもたちに育てほしいと願っているのか。今子どもたちが置かれている実態、学校現場で問題になっている事柄等について質しました。

●昨年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき、平塚市においても、平塚市教育大綱の策定が進められている。

この大綱で、子どもたちがどのように育ち、どのようなまちを目指すのか。

(学校教育部長)

教育大綱は、総合計画の「豊かな心と文化を育むまちづくり」を具現化するため、教育振興基本計画「奏プラン」後期実施計画の方向性を示すものと捉えている。

「お互いを理解し、尊重し合える心のやさしさと、学びの意欲や豊かな感性を持った人」を育てていきたい。また、まちづくりについては、「人々の活発な交流を通して

日本共産党平塚市議会議員団

団長 高山和義

電話・fax 31-4638

k.takayama@mb.scn-net.ne.jp

渡辺敏光

電話・fax 31-6431

w-toshi@agate.plala.or.jp

松本敏子

電話・fax 59-4607

mail@matsumoto-toshiko.jp

日本共産党議員団の法律相談
今回は4月28日(木)です。

午後4時～6時(要予約)

人の輪をつなげ広げていく、喜びと活力にあふれたまちを目指していきたくと考えている。

●今、子どもたちが置かれている環境は益々複雑化し、人との関わりが希薄になって様々な問題が起きている。積極的に保護者や地域の方々に子どもたちの置かれている状況を知っていただき、子どもたちにどう関わってほしいのかを伝えていくことが重要ではないか。

(教育指導担当部長)

学校からは学校だよりや学級通信などで伝えるようにしている。また、いじめ等の問題、学校評価等の結果も各地域の会合等で地域の方々に伝えている。子どもたちが置かれている状況等なるべく具体的に情報発信していくよう学校に働きかけ、また教育委員会からも様々な会合、会議の際に伝えていきたい。

●平塚市では「学力」についてどのよ

うにとらえているのか。また、その学力を身に付けるために具体的にどのような施策を講じていくのか伺う。

(学校教育部長)

平塚市総合教育会議では「学力」を、知識・技能だけでなく、学習意欲や考える力を含む「確かな学力」ととらえることが確認された。この「確かな学力」を身に付けるためには、子どもたちが主体的に学ぶ授業への改善と、学校、家庭、地域と連携した教育の推進が重要だと考えている。その取組の一つとして、昨年度から、「平塚市自主学习教室」を開催しており、来年度は会場を増やす予定である。

全学校で、学ぶ意欲を継続させ、主体的に学び合える授業づくりのために、学びの連続性を考えた取組などを研究している。

不登校児童生徒への支援

●不登校にさせない支援、不登校から抜け出す支援は、その子にとっても平塚市の将来にとっても大変重要と考えるが、どのようなことを検討されているのか。

(学校教育部長)

まず保護者の方が一人で抱えないよう、子どもの心理や発達の心配も含め相談員と共に考える。そして、市内の「そだちサポートセンター」や「ぜんしん」などのフリースクール等を紹介したり、こども教育相談センターの適応指導教室や訪問相談員による家庭訪問など、その子に適した支援をすすめる。また、福祉や医療の支援が必要な場合はスクールソ



ーシャルワーカーを派遣し、家庭が支援を受けることで登校につながることもある。関係機関等と連携し、子どもたちの「生きる力」を育てていく。

●不登校の児童生徒が登校できるまでの支援、個別指導等、体制は十分か。

(教育指導担当部長)

連絡がなく児童生徒が休んだ時には、1日目は電話、2日目は手紙、3日目は家庭訪問を合言葉にして、家庭と連絡をとるようにしている。また、月3日欠席調査を実施し、市教委の担当指導主事と各学校とで詳しく状況を把握して支援につなげている。

平塚では平成17年度から中学校区サポート委員会というのを全中学校区で立ち上げ、地域の少年補導員、民生委員、地域自治会などと、各学校の校長、児童生徒指導担当者などが集まって会議をしている。

平成25年度からは、こども家庭課やスクールソーシャルワーカーも同席し、何かあった時には早めに家庭にもかかわれる体制をとっている。

エアコン設置は喫緊課題

●市内小中学校の空調機設置は、喫緊の課題となっている。今後の具体的な計画を伺う。

(学校教育部長)

平成26年度には、中学校の特別教室にエアコンを設置し、保健室および管理諸室の既存機器を更新した。また、今年度は、小学校の特別教室の新規設置、保健室の既存機器更新を発注し、平成28年度中には設置が完了する。

(うらへ)

普通教室への設置については、奏プランに位置づけている（H31年度までに小中学校普通教室に100%設置）ので早急に設置できるよう取り組んでいきたい。

学校プールの統廃合について

●学校プールの改修計画について伺う。
（学校教育部長）

全体に老朽化が進んでいる。プールの築年数や劣化状況等を勘案し、優先度を精査し順次実施している。今後も引き続き、着実に点検や改修を実施し、プールの適正な管理に努めていく。

●プールの統廃合の話が出ていると聞いた。その内容について伺う。

（学校教育部長）

学校プールについて統廃合といった断定的な話では今はない。学校プールについては色々な課題がある。例えば教職員が授業をする時の安全上の人員配置が十分なのか、あるいは日常の維持管理のための水質管理や衛生管理、そういったところの教職員の負担感が大きいとか、あるいは築30年以上のプールもかなり多いので、維持管理のためにかかる財政負担、そういった色々な課題を抱えている。そういったことから小中学校の校長先生の役員の方々、そして教育委員会の部課長で意見交換をする場が年3回あるので、その場で学校プールのあり方を色々な点から今意見交換をしているという段階。統合や廃止といった一定の方向性がまとまったという段階ではない。

教育現場に全体最適の考えはなじまない

●施設整備費などで予算がとられると、子

どもたちの授業にかかわる事務費や教材費が削減される事態が起きている。

枠配分方式で、毎年予算が10パーセント削減されている上に、28年度には事務費が23%も削減された学校もあるという。子どもたちの教育予算は将来への投資という考えからすれば、親も借金してでも子どもたちに学問をつけてやりたいとしている時に、教育を他の事業と同等に考え、子どもの教材費まで削るということはあるとはならないと考えるが、見解を伺う。

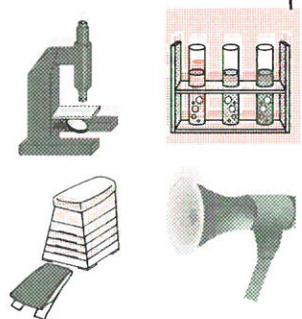
（学校教育部長）

来年度の配当予算について、各学校の総額については削減せざるを得なかったという状況がある。しかし、各校の児童生徒数や学級数あるいは敷地面積をもとに算出した総額を各学校に示し、各学校はその総額をもとに学校の裁量で、例えば消耗品、燃料費や印刷製本、備品といった費目ごとの希望額を教育委員会に出してもらい、その学校の希望通りの配当をしている。とはいえ、総額が削減されているので各学校では厳しい部分が出てくると思う。各学校の状況によっては教育委員会の中でも限りはあるが手持ちの予算を活用するなどして学校現場での教育活動に支障がないような対応をしていきたい。

●教育現場に全体最適の考えはなじまないと考えるが市長の見解を聞きたい。

（市長）

教育委員会の中でも集中と選択の中でやり繰りできるところはやってもらってきた。教育費は大変重要である。今かけられる中での最大限のものをかけたいと思っている。しかし、教育現場といえどもやはり全体最適は一緒に考えていただかなければいけないと思っている。



子どもの貧困対策

●新入学時に制服を買う場合、就学援助を申請しても、まず先に現金で制服を用意しなくてはならない。資金貸付制度などを実施し、入学時の困窮を避けるべきと思うが、見解を伺う。

（学校教育部長）

本市の就学援助は、4月末までに申請され審査が終了したものについては、5月下旬に審査結果を通知し、新入学用品費を含め7月に認定者へ最初の支払いをしている。

就学援助対象者のうち要保護の場合は、生活保護から入学準備金を支給している。金額は、小学生が4万600円以内、中学生が4万7,400円以内で、2月または3月に支給している。また、準要保護については、入学前の支給はないが、神奈川県資金貸付制度として、ひとり親家庭に対する「母子・父子寡婦福祉資金」の中に就学支度資金の項目があるので、活用できるよう周知に努めていく。したがって、本市独自の新たな資金貸付制度の創設については、現時点では考えてない。

（後日開催された環境厚生常任委員会において、社会福祉協議会が実施している「一時貸付：低所得者で一時的に困窮した方へ貸し付ける制度」などが掲載されている「しおり」を入学説明会で配布していただくことになりました。）

●高等学校等修学支援事業の取組みについて、今後の方向性を伺う。

（学校教育部長）

神奈川県で、平成26年度から生活保護を受給している世帯、また市町村民税所得割額が非課税である世帯を対象に、「高校生等奨学給付金」を支給して

いる。

この制度は、学用品費、通学用品費、校外活動費などの授業料以外の教育費の負担軽減を目的としており、本市の修学支援金と重複することから、今年度の高校1年生対象者から、県の奨学給付金が受けられる場合は、修学支援金の支給額を調整している。本市の高等学校等修学支援生で、市町村民税所得割額が課税されていることにより県の給付金の受給対象とならない生徒もいるため、今後も本事業を継続していきたい。

●貧困の連鎖を断ち切るとして、生活保護世帯等の子ども学習支援が行われている。これまで実施してきた支援内容、利用状況、その成果などを伺う。

（学校教育部長）

学習支援事業は、長期的な視点で貧困の連鎖を断ち切っていくことを目的として、平成25年度より生活保護受給世帯の中学3年生を対象に、また、平成27年度からは生活困窮世帯の中学3年生も対象に加え実施している。

事業の内容としては、高校進学に必要な学習や他者とのかかわりと社会性を身につけるため、年代の近い講師やコーディネーターが個別にアドバイスをを行い、日常生活習慣を身につけるなどの支援を行っている。

利用状況と成果だが、25年度は対象者が23名、受講者が11名で高校に進学した生徒が8名だった。26年度は対象者が27名、受講者が13名で全員が高校に進学した。27年度は対象者が22名、受講者が13名、うち3名が生活困窮世帯であり、全員が高校進学を希望している。

（今後中学2年生も対象にし、幅を広げる検討をしているとのこと。）